

藤沢市長 海老根 靖典 様
鎌倉市長 松尾 崇 様

武田薬品研究所との環境保全協定素案（藤沢市・鎌倉市起案の骨子）に対する

武田問題対策連絡会の意見と対案（対比表）

2010 8 31 武田問題対策連絡会

協定名 「環境保全協定」ではなく、人に対する安全面を強調するため、「安全および環境保全に関する協定」と銘うって欲しい。

協定参加当事者 行政府、武田薬品工業（株）の他、市民代表を含む 「三者協定」とすべきである。また、武田側の当事者は武田新研究所の関係者にとどまらず、必ず代表権者社長を含むものとする。

[理由 住民は、安全操業のための武田薬品とのリスクコミュニケーションを住民目線で進めるため、行政とともに武田薬品との合意形成に参加する機会が保証されることが、絶対に必要である。従って、武田薬品、行政（藤沢市・鎌倉市）、市民（藤沢市民・鎌倉市民）三者による「安全および環境保全に関する協定」を締結するものとする。（市民代表は、近隣地域・関係地域の住民・自治会町内会代表、3km圏内の市民代表並びに武田問題に関わった市民団体代表とする）

対比表

協定の項目	協定で規定する内容（骨子） （藤沢市・鎌倉市作成の素案）	武田問題対策連絡会の意見と対案
第1条 目的	協定の理念、目的を示す。	内容は、次のような趣旨の基本的理念がうたわれねばならない。 『武田薬品は、周辺住民等が享受してきたこれまでの平穏な生活のい

		<p>かなる点(身体、精神の両面)において、いかなる程度においても、脅かすことがあってはならない。』</p> <p>行政(藤沢市、鎌倉市)は、『地域住民の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するための行政努力と責任に於いて武田薬品に対処する。』</p>
第2条 事業者の責務	武田薬品は、新研究所の運営にあたって、法令等を遵守し、かつ、協定に定める事項を誠実に履行する。	法令遵守等の前に、まず、責任の所在の明記があってしかるべき。例えば、安全対策、その管理の実施責任および危機管理の責任は、武田新研の所長、環境担当取締役(武田の場合は、分掌により、社長自身)および武田薬品社長の間で、どう担われるのか明示的記載が重要。(いずれにせよ、最終責任はすべて代表権者社長に帰すとおもわれるが)。
第3条 藤沢市(鎌倉市)の指導・助言	藤沢市(鎌倉市)は、武田薬品に対し、この協定を履行するうえで環境保全上必要と認められる範囲内で指導・助言できる。	「必要と認められる範囲内」という字句はなにか曖昧な気がする。「安全管理上、問題ありと認める場合は、指導・助言できる。」とすべきではないか。
第4条 リスクコミュニケーション	藤沢市(鎌倉市)及び武田薬品は、周辺住民とのリスクコミュニケーションに努める。	<p>1 ただ単に「努める」のではなくて、環境影響評価書にも明記されている通り、「努める義務を有する」と書くべきではないか。</p> <p>2 リスクコミュニケーションの場としての、三者参加による「環境安全協議会」の設置を明文化し、次の様な権能を付与するものとする。武田薬品は、どのような研究を実施するか、原則として目的や内容などの具体的な計画については、原則、住民に開示するものとする。ただし法律上開示を禁止されている事項については、安全協議会の内部情報に留め、住民に対しても守秘義務を課すことができる。武田薬品は、当面はP3レベルの感染性の強い病原菌は取り扱わないものとしているが、将来、これらの実験を行おうとする場合は、3者</p>

		<p>による事前協議を行い、かつ住民の同意を得なくてはならない。 施設安全管理項目の検査結果について、報告を受け、協議するものとする</p> <p>研究所の施設を、新設もしくは増築しようとする場合は、協議会で事前協議するものとする。</p> <p>武田薬品の排気や排水などを処理する設備においては、より安全なものにするため、技術の発展に見合った改良・改善が行われるよう協議するものとする。</p> <p>地域住民、市民から、武田薬品施設からの公害について苦情が出された場合は、協議会メンバーは、必要に応じて研究所施設内に立ち入り、調査出来るものとする。</p> <p>その他「環境安全協議会」の運営、協議内容等については、別途細則に定めるものとする。</p> <p>3、なお、「環境安全協議会」の市民代表は、近隣地域・関係地域の住民・自治会町内会代表、3 km以内の公募した市民・市民団体代表並びに市民・自治会・市民団体の推薦する学識経験者を含むものとする。</p>
<p>第5条 情報公開への協力</p>	<p>武田薬品は、藤沢市（鎌倉市）が周辺住民とのリスクコミュニケーションを図るために行う新研究所の安全に関する情報の公開に個人情報等を配慮した中で協力する。</p>	<p>1 「個人情報等を配慮した中で協力する。」と記しているが、情報公開に関しては、「協力する」しないのレベルの問題ではない筈である。藤沢市情報公開条例第6条並びに鎌倉市情報公開条例第6条には、「住民の健康・安全に関する情報については、たとえ企業機密であっても秘匿されることが許されない」という趣旨での規定があり、本協定第5条ではその趣旨を繰り返す必要がある。</p> <p>2 武田研究所の安全操業について、可視化（騒音計、臭気計、排気計、鳥・魚の飼育などの方法）による</p>

		<p>リアルタイムの情報提供が出来るようにすること。</p> <p>周辺地域の小中学校の健康調査時に武田研究所廃棄物による異常はないか継続的にチェックすること。異常があれば周辺住民の健康診断も行い、原因究明と対策を講じること。</p> <p>安全協議会の活動内容、討議内容について市民に定期的に情報提供すること。</p>
第6条 温室効果ガス対策	武田薬品は、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減に努める。	武田薬品に対し、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減については、研究所で使用する水や空気の循環再利用等具体的な方策を明示させること。
第7条 大気汚染防止対策	武田薬品は、ボイラー、ガスエンジン、廃棄物焼却炉等物を燃焼させ排出ガスが発生する設備について、大気汚染防止に関する管理目標を定める。	<p>1、排気の清浄化・循環再利用</p> <p>武田薬品は、ボイラー、ガスエンジン、実験動物焼却炉排出ガスとともに、研究所からの排気は、800万m³/hにも上り、また散水として2000m³/日が大気に放出される。実験動物施設からの排気は異臭含み、HEPAフィルターや活性炭フィルター、スクラバーを通過した異物が混じる危険な排気である。またボイラー蒸気や冷却水も日常的に大量に排出され、周辺地域の温度や湿度が気象に与える影響は大きい。なお実験動物焼却炉は、周辺住民の理解が得られない限り、稼働すべきでない。</p> <p>排出ガス発生設備については、大気汚染防止に関する管理目標を定めるとともに、研究所の排気については、空気清浄設備を設置し、管理目標を定め循環再利用し環境汚染の防止、住民の健康安全に努めるものとする。</p> <p>ボイラー蒸気、冷却水等は回収し再利用に努め、空中への大量散水はおさえること。</p>

		<p>2、排気の安全確認の徹底</p> <p>スクラバーと研究所屋上排気施設等の安全管理</p> <p>武田研究所の屋上に設置された大量のスクラバーは、単に塩化水素やアンモニアだけでなく研究所全体の排気を洗浄する機能を有している。H E P Aフィルターや活性炭フィルター通過物ばかりでなく実験動物の呼気、くしゃみ、排せつ物の臭気等もスクラバーで捕捉される。空中に放出されるスクラバー散水は複合汚染された危険な排気と言わねばならない。</p> <p>スクラバー排水は水質検査を行い、その記録をとること。</p> <p>空中に放出するスクラバーの散水についても排出量、成分検査を行いその記録をとること。</p> <p>研究所屋上から排出する排気量、排水量、排気温度を測定し記録をとること。</p>
<p>第8条 水質汚濁防止対策</p>	<p>武田薬品は、新研究所の排水について、公共用水域及び地下水に影響を及ぼさないようにするとともに、公共下水道への排除について管理目標を定める。</p>	<p><排水の自社処理施設の設置と循環再利用></p> <p>武田薬品は、新研究所の排水について、昭和53年に藤沢市と結んだ協定に基づき、従業員の生活排水のみ大清水浄化センターへ排除するものとし、他の研究所排水は武田薬品が自ら処理し公共用水域及び地下水に影響を及ぼさないようするものとする。</p> <p>研究所排水の内、実験動物排水については、固形物除去の前処理を行った後微生物処理の後実験室排水と混合し、硫酸バンド・高分子凝集剤(薬品処理)によって危険物を含んだ汚泥は回収し専門業者に処理を委託するとともに、分離された上水については砂濾過器、活性炭濾過器での処理、薬品による滅菌処理後、中水として循環再利用もしくはトイレ用水等に再利用し、余剰の中水については十分な水質検査を行った後公共用水等に排出するものとする。(国立衛生研が計画しているバイオ研究所排水処理施設の方式による)</p>

		<p>実験動物の糞尿については生物学的疫学的培養検査を実施すること。 ボイラー水、冷却水等の循環再利用を更に進めること。</p>
第9条 騒音、振動防止対策	武田薬品は、新研究所から発生する騒音、振動について管理目標を定める。	機器の騒音については、常時測定し、可視化して外部に告知するものとする。
第10条 悪臭防止対策	武田薬品は、新研究所から発生する悪臭について管理目標を定める。	<p><臭気対策> 実験動物飼育施設、固液分離施設、実験動物排水処理施設から排出される臭気については、発生源における濃度を測定すると共に、排出口の濃度を日常的に測定し排出濃度を可視化して住民に知らせること。 動物飼育棟から排出される排気量ならびに臭気、病原体、創薬薬品等の汚染度を検査し記録すること。</p>
第11条 緑地の保全	武田薬品は、地域特性にあった樹種による緑地の保全に努めるとともに、別途藤沢市と緑化協定を締結する。	
第12条 化学物質の安全管理	武田薬品は、新研究所で取り扱う化学物質について、法令等を遵守するとともに、使用にあたっては事前に化学物質の安全性を評価したうえで、安全上の措置を講じる。	<p>1 過失であれ、有害物質(有機溶剤など)を排水系へ流してしまうような事態に対しては、「法令の遵守」や「化学物質の安全性の評価」だけでは到底防止することは、できない。行政はこのような事態に対してどのような防止・検証システムを要求するのか。具体的考えがあるのであれば、明文化して欲しい。</p> <p>2 活性炭フィルターの安全管理 ドラフトチャンバーで吸い上げた化学薬品の活性炭フィルター以降の含有状況を定期的に検査し記録を取ること。 日常的に活性炭フィルター以降の臭気の状態を調べ可視化すること。 活性炭フィルターの交換記録をとること。</p>

<p>第13条 バイオテクノロジー作業の安全管理</p>	<p>武田薬品は、新研究所で行うバイオテクノロジー作業について、法令等を遵守するとともに「神奈川県バイオテクノロジー環境安全管理指針」に基づく報告を行い遺伝子組換え実験を安全に行う。</p>	<p>1 「安全に行う」ことを誰がどのように検証するかがポイントであり、それが明確でないと単なる内容の無い精神論となってしまう。藤沢市/鎌倉市は、この点でどのようにして監督責任をはたしていくのか、協定書またはその実施要綱のなかでの具体的対応ぶりを明確化して欲しい。</p> <p>2 H E P Aフィルターの安全管理</p> <p>第7条でも述べたが、武田薬品研究所から排出されるP3・病原菌・遺伝子組み換え実験等の廃棄物は、H E P Aフィルターで99.97%浄化されるシステムになっているが、0.03%は流出される。H E P Aフィルター通過後の排気の安全性を確認するためには、下記のとおりH E P Aフィルターの日常管理と通過排気の検査を実施すること。</p> <p>H E P Aフィルター通過後の排気の生物的培養検査を実施すること。</p> <p>H E P Aフィルターの交換記録をとること。</p> <p>H E P Aフィルターの汚染除去（WHO指針）を行うこと。</p> <p>定期的にH E P Aフィルター性能について調べ、規定の除去能力を維持しているか調べ報告すること。</p> <p>H E P Aフィルターに異常が発生した際に強制排気を停止させるシステムを設置すること。</p> <p>P1、P2の内H E P Aフィルターを設置しない研究室等の安全管理の方策を明らかにすること</p> <p>、排気の安全確認の複数化を図ること</p>
<p>第14条 微生物の安全管理</p>	<p>武田薬品は、新研究所で取り扱う微生物について、法令等を遵守し安全な管理を行う。</p> <p>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める特定病原体等を使用する研究計画が生じた場合には、事前に必要な対策を講</p>	<p>1 「事前に必様な対策を講じ安全に実験を行う。」とあるが、武田新研究所の内部対応だけで済ましようようにも読みとれる、左記のごとき事例では、実験実施の前に、藤沢市/鎌倉市へ通告がなされ、安全対策の上からも、実験内容は、速やかに地域住民に周知徹底されるべきと考えられ、その旨の規定が必要である。</p>

	<p>じ安全に実験を行う。</p>	<p>2 R Iに関しては、法的に取扱いが細かく規制されていますが、病原体に関して、たとえ今のところ同様の法規制がないにしても、安全対策上 R Iに準ずる取扱いの記録・点検・報告と検証がもとめられます。実験従事者の実験最中の事故(実験室感染事故報告)も藤沢市/鎌倉市をとおして、直ちに周辺住民に周知しなければならないと考え、その規定の盛り込みも要求します。</p> <p>3 オートクレーブの安全管理 バイオ・遺伝子組み換え、感染性病原菌が含まれる排水についてはオートクレーブにより滅菌を行うとされているが、完全に滅菌されているか確認するために オートクレーブ廃液は生物学的培養検査を実施し報告すること。(遺伝子組み換え物質や感染性病原体の流出を防ぐ) 定期的にオートクレーブの性能検査を実施し日本薬局方の無菌保証レベル10^{-6}を確保しているか検査・報告すること。(感染症マニュアル指針) オートクレーブに使用した高圧蒸気ドレーン廃液についても滅菌処理を施すとともに滅菌状況を調べること。 微生物を取り扱うP 1、P 2の研究室においてもH E P Aフィルターの設置を行うこと</p>
<p>第 1 5 条 放射性物質の安全管理</p>	<p>武田薬品は、放射性物質又社放射性物質を内蔵した機器を使用する業務について、法令等を遵守し安全に使用する。</p>	<p>< R I 排水処理 > R I 排水の濃度を測定し報告すること。 R I の排出総量を算定し記録をとること。 専門業者に処分を依頼した R I 含有物質、R I 含有実験動物等のマニフェストを保管すること。</p>

<p><追加挿入> 実験動物の安全管理と焼却</p>		<p><実験動物の飼育管理について> 武田薬品は実験室総床面積の5割を動物実験室に充てているが、住宅地に隣接することからも動物愛護の観点からも大幅に規制されるべきです。 逃亡・紛失防止のため、定期的に飼育実験動物の変動(種、数)を記録し報告すること。(施設内で繁殖した動物の種、数も含め) 実験動物が病原菌に感染していないかどうか、購入時に確認するとともに定期的に調べ公表すること 実験動物の納入業者を公表すること 3Rの精神に則り、目標を定め実験動物の削減を進めること。外部の者に動物実験室を貸与しない。代替法の研究を推進すること。</p> <p><実験動物屍体焼却の外部委託> 大量の実験動物屍体の研究所敷地内焼却は、悪臭、ダイオキシンの発生、化学薬品の放出等によって大気汚染、地域の環境悪化、住民の生活・教育・福祉環境の悪化、健康被害、湘南地域のイメージダウンなど地域住民生活に重大なダメージを与え、共存出来る施設ではないので、焼却は研究所構内では行わず外部委託すること。</p>
<p>第16条 廃棄物対策</p>	<p>武田薬品は、廃棄物の処理について、法令等を遵守するとともに、'廃棄物発生量の抑制及び再資源化に努める。 廃棄物処理の管理責任者を定め、従事者には種類別の処理方法を周知徹底するとともに、委託処理を行う場合は化学的性質や注意すべき事項を委託先に通知し適切な処理を行う。</p>	<p><外部委託廃棄物の最終責任> 武田薬品研究所から外部に委託される数多くの廃棄物については、マニフェスト管理を徹底するとともに、すべての排出物の最終処分業者、処分方法、埋め立て場所等を把握し、武田薬品の排出者責任を明確にすること。</p> <p><排水、排気の循環再利用> 武田薬品は、外部から取り入れた上水4000m³/日、外気800万m³/hを、全く再利用せず外部に強制放出するシステムをとっているが、排水、排気の循環再利用を積極的に進めること。</p>

<p>第17条 災害、事故防止対策</p>	<p>武田薬品は、適切な除害設備、防火・消火設備等を設置し災害・事故の未然防止を図る。 従事者には事故に関する教育、訓練を定期的実施する。</p>	
<p>第18条 地震対策</p>	<p>武田薬品は、新研究所の建築物や実験設備等は大規模地震を想定した免震性を確保し、地震発生時の漏出、火災、爆発対策に努める。 従事者には地震発生を想定した教育、訓練を定期的実施する</p>	<p>一定規模以上の地震発生時には、安全対策システムの各項目についての保守点検の結果を藤沢市/鎌倉市へ速やかに通告する義務を載せるべきと考える。</p>
<p>策19条 環境保全組織の整備</p>	<p>武田薬品は、新研究所における環境保全に関する組織を整備する。 環境保全に関する業務を総括する統括者と担当者を選任し、環境保全業務を推進する。</p>	
<p>第20条 施設の維持管理</p>	<p>武田薬品は、新研究所の各設備について定期的に保守点検を実施するとともに、常にその性能が十分に発揮できるように維持管理を適切に行い事故等の未然防止を図る。</p>	<p>武田薬品は、研究所の施設を新設もしくは増築しようとする場合は、事前に藤沢市・鎌倉市に届け出るものとする</p>
<p>第21条 事故時の措置</p>	<p>武田薬品は、事故により環境汚染が発生し、または発生するおそれがある場合は、その事故の復旧に努めるとともに、藤沢市/鎌倉市に通報する。 藤沢市は、報告を受けた事故の拡大及び再発の防止のための指導を行うことができる。 武田薬品は、藤沢市/鎌倉市と協議のうえ周辺住民に状況等を説明する。 藤沢市/鎌倉市は、武田薬品と協議し藤沢市/鎌倉市の立入検査に周辺住民を同行させることができる。</p>	<p>「環境汚染」に人的災害はふくまれるのか、文言上明確にして欲し。この汚染が発生したかどうか判断する主体が武田薬品であるならば、そのことを文言上明確にして欲しい。 武田薬品が、判断の主体であるならば、「その事故の復旧に努めるとともに藤沢市/鎌倉市に通報する。」とあるが、取り敢えず「速やかに通報しなければならない。」と規定すべきではないか。 事故時の通報は、遅れがちになる事が、通例だからである。</p>

<p>第22条 測定及び報告</p>	<p>武田薬品は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等の環境測定を定期的を実施し、藤沢市/鎌倉市に報告する。</p>	<p><中継槽・排水貯留槽に於ける水質の安全管理の徹底> 中継槽・排水貯留槽に於ける水質管理はバッチ方式とすること。温度、pH、TOCばかりでなく、30種類の届け出化学薬品の含有濃度と総量ともに記録する。バイオ実験排水、実験動物廃水等に付いては生物学的水質検査を実施し規制値をクリアーしているか調べること。 中継槽・排水貯留槽毎に流量を測定し、流出排出物の総量を記録すること。 最新技術による水質検査とデータの可視化に努めること。</p>
<p>第23条 立入検査等</p>	<p>藤沢市（鎌倉市）は、この協定の施行に必要な限度において、研究所その他の場所に立入りし、施設、帳簿書類その他の物件を検査することができる。</p>	<p>安全管理の記録と現場を確認するため定期的な立ち入り検査を行うこと。 行政が必要と判断した時は、抜き打ちでの立ち入り検査も行うこと。 立入り検査には住民及び住民が推薦する専門家の参加を認めること。</p>
<p>第24条 苦情の処理</p>	<p>武田薬品は、周辺住民からの苦情相談には誠実に対応し、相談窓口を設置する。</p>	<p>地域住民から、武田薬品研究所の操業に関して、苦情が出された場合は、武田薬品並びに藤沢市・鎌倉市はそれぞれ苦情処理機関を設け、直ちにその原因を調査し、苦情解決に当たること。 事故や緊急事態（地震などの自然災害を含む）が起こった時は、大小にかかわらず、行政に報告し、武田薬品と行政は緊急性に応じて周辺に周知徹底し、直ちに対策を講じること。</p>
<p>第25条 被害発生時の措置</p>	<p>武田薬品は、新研究所の運営に伴い周辺環境に被害が発生した場合、その被害に対し誠意を持って対処する。</p>	<p>「周辺環境に被害が発生した場合」とは何をさすのか明確でない。一番重要な「人的被害（精神的被害も含む。）」を対象としていることを、明確にして欲しい。 被害発生に対しては、即刻稼働禁止命令などを含め行政側の措置に言及しないのは片手落ちであり行政側の権限と責任を具体的に示して欲しい。 武田薬品についても、武田薬品に帰す被害が発生した場合は、武田薬品</p>

		は現状復帰をベースにその被害を補償することなど、具体的に責任を明確化し、単に「誠意をもって対処する。」というような抽象的な文言だけに止まらないようにしてほしい。
第26条 環境保全教育の徹底	武田薬品は、従事者に環境保全に関する教育と訓練を定期的実施する。	
第27条 違反時の措置	武田薬品が協定に違反した場合は、藤沢市（鎌倉市）は必要な指示を行う。	協定違反の場合は、潜在的に生命にかかわる事態が懸念され、 「実験即時停止」 をはじめ、行政の権限と責任を具体的事例を含め、もっと具体的に記載してほしい。
第28条 その他	協定に関する疑義が発生した場合は、両者で協議する。	
別表（管理目標）	武田薬品は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭について、法令基準以上の管理目標を設定する。	上乗せの「管理目標」は、武田薬品が設定となっているが、行政が合理的なまた最新の知見に基づき、随時、管理目標およびその目標値、管理方法などを設定することは、この協定で、できないのか。そもそも協定締結の意義の大半は、この点にあるのでは、ないか。 また、実績値が、協定上設定された管理目標値をオーバーした場合、行政は適切な対応策(実験停止命令など)をとる責任があると考えますが、もしそうであるなら、考え方を明文化してほしい。

<追記> 武田薬品との環境安全協定に際し、幅広い市民からの意見を聞く「行政主催の公聴会」開催の要望

藤沢市は環境安全協定締結の手順として住民の意見を伺いたいとの要望を周辺地域、並びに大清水浄化センター周辺地域の自治会・町内会に出しており、また鎌倉市も同様の文章を武田研究所敷地300m範囲の世帯に配布されたが、県の環境アセスでは大気、排水等の周辺への影響も鑑み周辺3km以内の周辺住民からの意見を聞く公聴会が開催された。今回の武田薬品との安全協定締結に際しても、影響を受ける周辺3km圏内の住民はもとより、境川・江ノ島海岸地域など関係住民、市民団体からの意見を聞く公聴会を行政の主催により開催されることを要望します。